

平成 2 5 年 度 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 7 6 号

平成 2 5 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 8 月 2 7 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 2 5 年 9 月 5 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 2 5 年度第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 9 月 5 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

出席議員 1 4 名

1 番	川 西	米希子	2 番	田 岡	秀 俊
3 番	合 田	正 夫	4 番	白 川	正 樹
5 番	本屋敷	崇	6 番	関	洋 三
7 番	白 川	年 男	8 番	白 川	皆 男
9 番	大 西	樹	1 1 番	三 好	勝 利
1 2 番	大 西	豊	1 3 番	川 原	茂 行
1 4 番	高 木	堅	1 5 番	欠	員
1 6 番	大 岡	克 三			

+

欠席議員 1 名

1 0 番 藤 田 昌 大

会議録署名議員の指名議員

8 番 白 川 皆 男 9 番 大 西 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長	斉 藤 賢 一	総 務 課 長	齋 部 正 典
税 務 課 長	田 岡 一 道	住 民 生 活 課 長	森 末 史 博
福 祉 保 険 課 長	川 田 正 広	会 計 管 理 者	仁 木 正 樹
健 康 増 進 課 長	奈 良 泰 子	建 設 土 地 改 良 課 長	池 田 勝 正
産 業 経 済 課 長	久 留 嶋 一 之	琴 南 支 所 長	雨 霧 弘
仲 南 支 所 長	和 泉 博 美	学 校 教 育 課 長	尾 崎 裕 昭
社 会 教 育 課 長	脇 隆 博	水 道 課 長	天 米 賢 吾
地 籍 調 査 課 長	高 橋 守	企 画 政 策 課 課 長 補 佐	宮 崎 雅 則
企 画 政 策 課 課 長 補 佐	細 原 敬 弘		

○大岡克三議長 おはようございます。

藤田議員より、欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

また、執行部、企画政策課長、高嶋一博君欠席のため、企画政策課課長補佐、宮崎雅則君が出席をいたしておりますので、報告します。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田隆義町長 皆さん、おはようございます。平成25年第3回（9月）まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに忙しい中、御参集賜りましてありがとうございます。

9月に入りまして、ことしの記録的な猛暑もおさまり、台風一過、朝夕は随分と涼しくなり、秋の気配を感じる今日このごろでございます。

8月は、まんのうフェスティバル、ことなみサマーフェスタ、仲南地区バレーボール大会等、地区を挙げての大きな行事があり、議員各位におかれましても積極的な御参加をいただき、ありがとうございました。

また、いよいよNHKののど自慢大会も3日後に迫ってまいりました。まんのう町のすばらしさを全国に発信できるものと確信をいたしております。

今回、上程させていただいておりますのは、平成24年度決算認定10件、議案13件、諮問1件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○大岡克三議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項に基づく決算認定案件 10 件並びに地方自治法第 149 条の規定に基づく議案 13 件を受理いたしました。

次に、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づく諮問案件 1 件を受理いたしました。

次に、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づく議員提出、意見書 2 件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成 25 年 7 月 16 日、平成 25 年第 2 回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第 1 号 仲多度南部消防組合監査委員（識見者）の選任についての審議がされております。

平成 25 年 7 月 29 日、平成 25 年第 2 回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、議案第 8 号 香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についての審議がされております。

平成 25 年 8 月 19 日、平成 25 年香川県中部広域競艇事業組合議会 8 月定例会が開催され、認定第 1 号 平成 24 年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計歳入歳出決算認定について外 1 件の審議がされております。

平成 25 年 8 月 23 日、平成 25 年中讃広域行政事務組合議会 8 月定例会が開催され、認定第 1 号 平成 24 年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について外 6 件の審議がされております。

十

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 25 年 5 月分、6 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査、また、平成 24 年度分、一般会計、各特別会計及び水道事業会計の定期監査報告が参っております。

次に、町長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告第 1 号として、平成 24 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありましたので、既に配付してある書類をもって報告にかえさせていただきます。

次に、研修関係ですが、平成 25 年 8 月 27 日から 29 日、教育民生常任委員会研修で北海道札幌市認定こども園、苫前町風力発電等についての研修を行いました。

以上で議会報告を終わります。

○大岡克三議長 議会報告を終わります。

日程第 1 議会運営委員会報告

○大岡克三議長 日程第 1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営副委員長、関洋三君。

○関議会運営副委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員長、ただいま病気

にて自宅療養中のため、私、副委員長が報告を申し上げます。

それでは、議会運営委員会の９月定例会運営に関する報告を申し上げます。

９月２日、午後２時ちょうどより、第１委員会室におきまして、町長、副町長、そして、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員５名が出席いたしまして、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分は、他の常任委員会で質疑終結までして、総務常任委員会に報告後、最終的に総務常任委員会で審査することなど、９月定例会運営について慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について、御説明を申し上げます。

ただいまから、日程第１から第３４まで、ちょっと長くなりますけど、報告いたしますので、お願いいたします。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営副委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日より９月２０日の１６日間といたします。

日程第４ 町政報告 これは執行部より行っていただきます。

日程第５ 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第６ 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第７ 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第８ ＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長報告 ＰＦＩ事件対策特別委員長

日程第９ 認定第１号 平成２４年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について これは総務常任委員会で付託する。

日程第１０ 認定第２号 平成２４年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会で付託。

日程第１１ 認定第３号 平成２４年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会に付託。

日程第１２ 認定第４号 平成２４年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会に付託。

日程第１３ 認定第５号 平成２４年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会に付託。

日程第１４ 認定第６号 平成２４年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会に付託。

日程第１５ 認定第７号 平成２４年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会に付託。

日程第１６ 認定第８号 平成２４年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会に付託。

日程第１７ 認定第９号 平成２４年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳

出決算認定について 教育民生常任委員会に付託。

日程第 18 認定第 10 号 平成 24 年度まんのう町水道事業会計決算認定について 建設経済常任委員会に付託。

なお、認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

続けます。

日程第 19 議案第 1 号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定について 教育民生常任委員会に付託。

日程第 20 議案第 2 号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定について 教育民生常任委員会に付託。

日程第 21 議案第 3 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務常任委員会に付託。

日程第 22 議案第 4 号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について これは即決でお願いします。

日程第 23 議案第 5 号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について これも即決でお願いします。

日程第 24 議案第 6 号 まんのう町税条例の一部改正について 総務常任委員会に付託。

日程第 25 議案第 7 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 総務常任委員会に付託。

十

日程第 26 議案第 8 号 まんのう町児童館条例の一部改正について これは即決でお願いします。

日程第 27 議案第 9 号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会に付託。

日程第 28 議案第 10 号 平成 25 年度まんのう町一般会計補正予算案(第 2 号) 総務常任委員会に付託。

日程第 29 議案第 11 号 平成 25 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案(第 1 号) 教育民生常任委員会に付託。

日程第 30 議案第 12 号 平成 25 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案(第 1 号) 建設経済常任委員会に付託。

日程第 31 議案第 13 号 平成 25 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案(第 1 号) 教育民生常任委員会に付託。

日程第 32 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について これは即決でお願いします。

日程第 33 発議第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書(案) これも即決でお願いします。

最後となります。

日程第34 発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書（案） 即決でお願いいたします。以上です。

一般質問は、明日、9月6日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午後4時30分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 休憩の動議をお願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 それでは、議場の時計で10時00分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前10時00分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

十 **○大岡克三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 十

日程第2 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、白川皆男君、9番、大西樹君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大岡克三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決しました。

日程第4 町政報告

○大岡克三議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　それでは、6月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

本年は平年より早く梅雨入りとなりましたが、その後はまとまった雨もなく、例年になり厳しい猛暑が続いたことで、高知県四万十市では日本最高気温の41度を記録したところでもあります。

また、四国の水瓶である早明浦ダムは、少雨のため、8月19日から第3次取水制限が発令されましたが、さきの15号台風の大雨で9月1日に一時的な制限解除となっており、ほっといたしておったところでございます。昨日の9月4日の台風17号により、貯水量は一気に81%超えと増加したところでございます。本町でも、この急激な大雨により、大雨洪水警報に続いて土砂災害警戒情報が発令されたことで、住民の安全確保のため、避難準備情報を発信したところでございます。

なお、本町の主たる水源であります満濃池は、9月4日現在では、ほぼ満水の98.2%の貯水量を確保していることから、農業用水、また飲料水ともに現状では問題のないところでございますが、今後の天候状態によっては、今後も継続した節水のお願いを行っていくものでございます。

次に、7月末現在の世帯数は、昨年同期に比べまして、155世帯の増7,379世帯ですが、人口は1万9,870人の123人の減となっております。また、65歳以上の高齢者は182人増の6,336人で、高齢化率は31.02%から31.89%に微増となっており、高齢者世帯や独居世帯を含めた核家族化が確実に進行していることを如実にあらわしているところであります。

十

次に、環境衛生関係では、本年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」である小型家電リサイクル法が施行され、まんのう町においても、この10月から循環型社会の形成に向け、役場本庁、支所、出張所に回収ボックスを設置して、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型家電を回収し、そこに含まれるレアメタル等の有用金属のリサイクルに取り組むことにより、ごみの減量化、資源化を進めてまいりますので、住民の皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険決算の状況においては、住みやすい街づくりのために、医療費高騰を少しでも抑制しようと、地域での説明会や健診受診の推進など、さまざまな取り組みを行っておるところであります。そして、被保険者の皆様の御努力のおかげで、平成24年度は保険給付費が大きく減少し、黒字で終えることができました。

しかしながら、その内容を見てみますと、1人当たりの医療費では県下で6番目と、前年度より順位を三つ改善しましたが、いまだ県の平均値よりも高く、1.02倍であります。また、被保険者のさらなる高齢化など、医療費の増加につながる要因もあり、危機的状況を脱したとは言いきれません。

全国的に見ても、医療、介護にかかる費用は増加の一途をたどっており、国においては、医療だけではなく、介護分野も含めた社会保障制度の大きな転換となるであろう議論も始

まっています。例えば国保では、その運営を市町村から都道府県へ移行する案とか、介護関係では、介護を必要とする度合いが低い人向けのサービスである要支援サービスを介護保険から切り離し、市町村の独自事業に移す案といったことが挙げられています。

このような大きな動きの中で、町としてできることは限られますが、先ほど申し上げましたような地道な取り組みを積み重ね、被保険者の皆様に現状を御理解いただき、より健康な体づくりに励んでいただけるように支援をしていくことが、ひいては安定した制度運営、果ては住民の皆様の生活の安定に寄与するものと信じ、今後とも重点施策として進めてまいり所存でございます。

次に、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業では、4月にアリーナの内壁が強度不足から破損する事案が発生いたしました。原因としては、大変残念なことです、設計施工を行った大成建設が独断で設計変更し施行したことから生じたものであります。

今後の対応策としては、議会で設置されたPFI事件対策特別委員会と連携しながら、この重大な局面を乗り切っていきたいと考えております。中立的な建築専門家に全ての施設の再確認と調査を実施してまいります。そして、将来に憂いを残さないよう、また、住民の大切な財産を維持管理していく上で、しっかりと原因追求と責任の所在を明確にしていく所存でありますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、このような中、町立図書館では、堅実に利用登録者数が増加をしており、図書貸し出しでは、7月期で1万2,000冊を優に超えての御利用をいただいております。整備途中の蔵書数をできるだけ早期に計画冊数としたいと考えておるところでございます。

次に、国際交流事業の中学生海外派遣につきましては、生徒20名と引率教員3名の23名が、シンガポールへ8月22日から26日までの5泊6日の間、海外異文化交流に参加いたしました。今回はシンガポール大学での短期留学体験をされたとのことで、今まで以上に生きた英語に触れることができた語学研修になったとのことでした。帰着式では皆元気で、国際社会に触れ合った感動と語学の大切さ、おもしろさを肌身で体験されたことで、一回りたくましくなったと感じたところであります。

ハード事業の主なものでは、長炭小学校と仲南小学校の空調設備工事及び満濃南幼稚園大規模改修工事と最終整備となる琴南中学校体育館の耐震工事を発注いたしました。また、仲南地区の幼保一元化を具現化する中で、先行施行の必要があった仲南小学校プールも発注したところで、年度末には完成の運びであり、来期は安全な小学生専用プールでの授業が可能となることから、一安心しているところであります。

次に、健康増進事業では、歯科事業として、「平成25年度良い歯のコンクール・8020運動」の表彰式を6月27日に行いました。良い歯の表彰式では、昨年度の3歳児健診受診者の中から虫歯のなかった49名の幼児を表彰し、8020の表彰式では、80歳以上で20本以上自分の歯のある17名に表彰状と記念品を贈り、歯科保健の奨励事業としています。

がん検診受診率の向上対策といたしましては、子宮頸がん・乳がん検診を集団検診だけでなく、住民の方が受診しやすい体制にする目的で、県内医療機関の6カ所に広げ、7月1日から平成26年1月31日までの期間で受診できるものとなりました。また、この8月1日からは、胃がん検診も町内7医療機関で受診できるようになりました。これらは、住民の方の利便性をよくすることで受診率を向上し、がん発見率の改善を図ったものでございます。

また、平成26年4月の実施に向けた子育て支援サービス事業は、産前6週間から3歳までの乳幼児を持つ保護者の方を対象として、支援サービス事業である「集いの広場・一時預かり所・子育てホームヘルパーの派遣」を提供するもので、まんのう町社会福祉協議会とシステムの構築のための協議を行っています。本年度は、まんのう町子育て支援サービス事業実施要綱等を策定し、10月からは、業務委託契約により、子育て支援ボランティアを養成する講座を開講するなど、子育て支援サービス事業が本格稼働することとなりますので、子育てに不安があったり相談窓口を求めている保護者の皆様には、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

イベントでは、7月14日に仲南地区帆山でひまわり祭りが開催されました。ことしは参議院選挙の関係から、例年と比べ一週間前倒しで開催され、少雨で生育が心配されましたが、幸いにもこれまでで最高と思われるほど、きれいで見事な大輪のヒマワリが咲き誇り、県内外から多くの来場者でにぎわったところでございます。さらに、地元の「ひまわり祭り実行委員会」では、地域活性化として、ヒマワリ油を多角的に活用した地域限定の特産品開発に力を入れており、町といたしましても、できる限り支援を行っていきたいと思っております。

十

次に、8月3日、4日は、まんのうフェスティバルが好天の中、開催され、8,000人を超える多くの来場者で埋めつくされました。恒例となっている人気の花火大会では、夜空を涼みながら老若男女が過ぎ行く夏を惜しんでいるかのようにございました。

また、夏の風物詩であります琴南サマーフェスタも、ふだんは静かな山合いの会場が、懐かしく帰省された方々と再会の場となり、親交を深めながら夜遅くまで多くの来場者でにぎわったところでございます。

8月18日は、52回目となる歴史ある仲南地区町民バレーボール大会が開催されました。ことしは試合形式を変更したことなどから、昨年より多い99チームが参加され、熱中症が気がりではありましたが、猛暑も吹き飛ばすほどの熱戦が繰り広げられたところであります。

商工振興では、昨年から提案いたしておりましたひとり暮らし高齢者の方や、買い物に不便を感じている方などに対して、車による移動販売や宅配サービスを実施いたします。これは、高齢者等買い物支援事業として、まんのう町商工会との連携で行いますが、今回は仲南地区で実施されます。愛称は「あいあいマーケット」です。この9月17日から開店いたしますので、仲南地区の皆様には御活用いただきたいと思っております。

防災関係では、満濃池と羽間池を除く10万トン以上のため池7カ所のハザードマップが作成されましたので、影響する地域住民に対して、順次公開説明を行っているところであります。

また、住民の関心が高い満濃池につきましては、8月28日に香川県より報道発表がありましたように、今回、想定されている南海トラフを震源とする最大規模の震度6強が発生しても決壊はないとの結論に至っており、安堵したところですが、巨大地震の恐怖は尽きぬものであるため、できる限り耐震準備を行っていただけるように、切にお願いを申し上げているところでございます。

財政状況につきましては、平成24年度決算認定をお願いいたしておりますように、普通会計の決算状況は、実質収支が5億813万4,000円の黒字ですが、昨年対比の単年度収支額は2億5,070万円の赤字となっております。また、実質公債比率は9.1%から8.6%と、対前年比0.5ポイントの改善となっております。

他の財政状況をあらわす各指標については、経常収支比率が、物件費、維持補修費等経常経費の増加と町税及び地方交付税等の一般財源収入の減少により、1.8ポイント上昇しているなど、今後とも行財政改革と財政基盤の安定強化において努めてまいりますので、御理解、御協力のほど賜りますようお願い申し上げます。

以上でございますが、6月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、お手元に町政報告を御配付いたしておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大岡克三議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、高木堅君。

○高木堅教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行ったらと思います。

去る7月18日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、執行部より、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、学校施設の現地調査とその他でございます。

副町長の挨拶の後に、満濃南小学校のランチルームの床面の現況確認をした後、食物アレルギーに対する学校給食の取り組みについて、質疑をいたしました。

平成24年度に張りかえをしたランチルーム床面のクッションフロアに数カ所の筋状の浮きが発生している件について、委員より、下地のコンクリートの亀裂補修箇所より空気が入ったため、発生したものと思われ、下地の補修や床材の見直しが必要ではないかとの

意見がありました。執行部より、調査をし検討をするとの説明がございました。

また、アレルギーを持つ児童への給食について、代替食品により、必要な栄養やカロリーは通常食と同様に摂取できているのかとの質疑があり、学校側から、栄養士のつくった献立に基づき調理しており、とれているものと思われる。アレルギー食のおかわりの分も用意しているとの説明がありました。

また、委員より、給食はみんなが同じ場所で同じものを食べることに意味があり、月に一度ぐらいは同じものを食べることができるような献立をつくってはどうかという意見がございました。

次に、町立体育館ランニングコースの内壁にあいた穴の現場を確認した後、四条小学校のランチルームの給食の試食を行い、アレルギーを抱える児童への学校側の配慮等について、聞き取りをいたしました。

その後、第1委員会室に戻り、町立体育館メインアリーナ内壁の件について、委員より、第三者に委託した壁面下地の強度の調査結果を早急に報告するよう意見がありました。

以上、所管関係部分の調査を行い、午後1時30分に教育民生常任委員会を閉会いたしました。

以上で、第1回目の報告を終わります。

続きまして、去る8月21日、9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他でございます。

町長の挨拶の後に、琴南の支所長より、内科と歯科診療所の診療実績の報告があり、歯科診療について、前年同期より受診件数で8.3%、診療報酬額で29.8%増加しているとの報告がございました。

委員より、歯科診療の報酬額がふえた原因について質疑があり、執行部より、口腔衛生で受診する初見の患者について、医師が診察を行うようになったため、増加したものと思われるとの説明がありました。

また、委員より、内科診療所の医師について、優秀な医師は地域の安全と住民の安心を得られるため、県へ派遣期間の延長を要望するか、常駐できるような対策を講じてはどうかという意見がございました。

また、委員より、歯科診療について、町内にも複数の歯科開業医があり、経費的に見ても考える時期に来ているのではないのかとの質疑があり、執行部より、今年度に出される歯科診療所のあり方検討委員会の最終答申に基づき、今後の方針を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、住民生活課長より、行事報告、人口・世帯数、住民異動届出受付件数、戸籍・住民票等の発行状況、夜間窓口受付件数、塵芥処理事業、野犬保護件数及び犬猫の補助金、火葬事業等の実績報告の後、10月より小型家電リサイクル法の施行に伴う指定電化製品

等の回収を燃やさないごみとはまた別に、役場の本庁と支所、出張所に回収用の箱を設置し、資源ごみとして回収していきたいと考えているとの説明がございました。

委員より、指定された小型家電が燃やせないごみとして出された場合の取り扱いについて質疑があり、執行部より、現時点では燃やせないごみとしては回収する予定であるとの説明でございました。

また、委員より、火葬場の炉の改修は計画性を持って行っているのかとの質疑に対し、炉が使えない場合、緊急体制はとの質疑があり、執行部より、炉の改修について、数年以内に行う必要があること、緊急体制について琴平町と協定を結び、不測の事態に対応しているとの答弁がございました。

また、委員より、他自治体で行っているような太陽光発電を企業とタイアップし、新規事業の導入について積極的に検討を行い、自主財源の拡充に努めるべきであるとの意見がありました。

次に、福祉保険課長より、民生委員の一斉改選について、障害者自立支援給付に関する行政事件訴訟の経過報告、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険事業の現状、敬老会開催予定、指定管理者の指定について、社会保障制度改革等についての報告と説明がございました。

委員より、やすらぎ荘など3施設の指定管理者の選定について質疑があり、執行部より、指定管理者評価委員会の評価や審議会の評価と意見、香川県福祉サービス第三者評価結果を参考にして、「社会福祉法人 正友会」を継続して指定し、指定期間を平成26年4月1日から5カ年としたいとの説明がございました。委員より、指定団体を決定するに当たり、委員会で正友会からヒアリングを行いたいとの意見がございました。

次に、健康増進課長より、行事報告、特定検診・各種がん検診の実施状況、温泉バス利用実績、ヘルスメイト養成講座について、子育て支援ボランティア事業について、それぞれ報告と説明がありました。

委員より、受検者の身体的負担を軽減するため、ピロリ菌の有無を測定し、胃がんになりやすい状況かどうか検診する胃がんリスク検診を実施する予定はないかとの質疑があり、執行部より、現時点では予定をしていないとの答弁がありました。

また、委員より、熱中症予防のための啓発を十分にするように、意見がございました。

次に、学校教育課長より、主要行事報告、琴南中学校体育館耐震工事・仲南小学校プール改築工事等の施設整備状況について、仲南地区幼児教育施設整備に関する支所周辺の整備計画について、子ども・子育て支援法関連で、子ども・子育て会議の設置予定と、今年度にニーズ調査を行うこと、満濃中学校の旧体育館の解体が完了し、旧プールの解体に入っているとのことなどの説明と報告等がございました。

委員より、いまだに小学校など冷暖房施設が整備されておらず、授業に支障を来しているので、早急に整備をする必要がある。また、工事を発注する時期について、十分検討してから実施するよう意見がございました。執行部より、今後検討したいとの答弁でござい

ます。

また、委員より、高篠小学校で児童数がふえているため、教室が不足するのではないかと
の質疑があり、執行部より、現在、用地確保と増築に向けての計画を進めているとの答
弁がありました。

また、委員より、高篠幼稚園の駐車場が不足している件について質疑があり、執行部の
候補地の地権者と協議を行いたいとの答弁がありました。

また、委員より、平成27年度から実施される子育て支援新制度について質疑があり、
執行部より、子育てにかかわる人々や学識経験者等の意見を聞きながら、幼稚園・保育所
などの子育て支援計画をつくっていききたいとの答弁がございました。

次に、社会教育課長より、主要行事報告、図書館・体育館の利用状況、大川神社の調査
について、大川山交流施設の整備状況について、説明と報告がございました。

委員より、町立図書館蔵書数が不足しているのではないかと意見があり、執行部より、
順次充実を図っていく計画を立てているとの答弁でございます。

以上、所管事務調査を行い、午後1時に委員会を閉会いたしましたわけでございます。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告にかえさせていただきます。

○大岡克三議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報
告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、合田正夫君。

十

○合田正夫議員 今、委員長報告の中であった南小学校のランチルームの床面が浮いて
おるということで、これ、教育委員会のほうから教民のほうへいつごろ話があったのか。
もうあれは運動会のころ、5月ごろになっておって、今はもう9月が来ておるので、これ、
執行部より、調査し検討するとの説明がありましたという今の報告ですが、その報告があ
ったのかなかったのか。また、もう直しているのか、どうなっておるのか。下地が悪かっ
たのは、材料が悪かったのか、そういう委員会で質疑があったのかなかったのか。そうい
うことがあったのかなかったのか、お聞きします。

○大岡克三議長 14番、高木堅君

○高木堅教育民生常任委員長 今の質疑ですが、いろいろな面で、観点で意見がござい
ました。なおかつ、町の担当課のほうから、十分設計業者等々の協議の上での施工で、施
工においては、支障がない、あれがないということですが、何せ耐震工事ができていない
前の工事でございますので、底から、下地から、コンクリ面からの施工の状況を把握せな
んだらいかんのではなかろうかと。また、材料も検討してみないかんのではないかとい
うようなことが、担当課のほうから委員会で説明がございました。以上です。

○合田正夫議員 いつごろあった、いつごろ話が委員会のほうへ出てきたか。

○高木堅教育民生常任委員長 それは、今、委員会が閉会中に開催したときでござい
ます。これが7月の終わりですね。18日の委員会に、具体的に教育委員会のほうから話は

上がっております。

○合田正夫議員 それと、もう今は直しておるんか、直していないんか、そういう。

○高木堅教育民生常任委員長 この間も、委員、また、議員の方が見に行ったけど、現況はやっぱり収縮等の方で筋に気泡等があって、それを設計士等が十分研究して、今、部分的に試験的にそういった方向で、今、施工をやっている状況で、それでまた次の段階に入るというようなことを聞いております。以上です。

○大岡克三議長 3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 教育委員会から7月に出てきたというのは、我々は5月の運動会のときに行って、教育委員会のほうへ言うておったのに、ちょっと教育委員会のほうも、教民のほうへ連絡が遅過ぎると思うんで、今も中学校の件でいろいろなって、もう後で後でになってきよるので、もう町内の改修工事にしても何にしても、やっぱりもう業者、執行部、いろいろ話をして、今後、対処していただきたいと思います。もう教民のほうでよろしくをお願いします。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大岡克三議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月22日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員4名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他についてであります。

町長挨拶の後、地籍調査課長より、事業報告、地籍調査測量業務の発注状況、調査地区地元説明会の開催状況等の報告がございました。

次に、産業経済課長より、農業委員会定例会等の実施状況、農林振興関係で、豊かなむらづくり全国表彰候補地として帆山地区で現地調査が行われたこと、有害鳥獣被害防止対策協議会でイノシシの箱わなを15基程度購入、また、イノシシ防護柵約8キロメートルの設置を予定していることなど、商工関係で、まんのうフェスティバルに約8,000人の参加があったこと、商工会が9月17日から高齢者等買い物支援事業で、買物支援移動販売「あいあいマーケット」を仲南地区で実施する予定であるなどの説明、報告がありました。

（大西樹議員退席 午前10時34分）

委員より、なぜ琴南地区で買物支援移動販売サービスを実施できないのかとの質疑がございました。執行部より、連携事業者との関係もあり、今後、仲南地区の移動販売の実施状況を参考にしながら、琴南地区へのサービスについて、商工会と検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣被害防止対策関係で、捕獲したイノシシの処分について、処理施設や処分場所の提供等、町が協力してはどうかとの意見がありました。執行部より、捕獲後の処分については、許可申請により、地元や捕獲者の責任で行ってもらっているが、商品化等の有効利用等について、今後、研究を行ってきたいとの答弁がありました。

また、委員より、青年就農給付金制度を利用している新規就農者の推移について質疑があり、執行部より、本年度はまだ申請者がいないとの説明がありました。委員より、就農する際に農機具等の整備に相当の費用が発生するため、年150万円の給付金だけでは生計を立てることができないことが、新規就農者がふえない要因ではないか、また、町行政からも何らかの経済的支援等が必要となるのではないかと意見がありました。

その後、現地調査に行き、町道買田まんのう線退避場予定場所、佐文笛ノ木池、道德寺橋大空線工事予定場所、塩入地区ダム建設候補地、東塩入川、深田川、萱原地区の災害被災現場、町道片岡西線歩道橋竣工現場、吉野支線水路工事予定場所を視察いたしました。

視察後、第1委員会室におきまして、建設土地改良課長より、土地改良・公共土木等の事業進捗状況、ため池の貯水状況、下水道・農業集落排水事業、塩入地区ダム建設候補地、公共・農林災害状況等について、報告及び説明がありました。

十

委員より、林道笠形線開設工事の事業計画について質疑があり、執行部より、本年度の工事発注分で林道工事はおおむね終了とするが、香川県や地権者等と協議し、今後は作業道として整備を進めていく計画を検討しているとの答弁がありました。

また、委員より、水源確保は最重要課題であるので、早期に県と協議に入るよう、意見がありました。

次に、水道課長より、事業報告、水源地の貯水状況報告、工事発注状況等について、説明がありました。

委員より、県水受水・四条上水道整備計画策定業務について質疑があり、執行部より、四条上水道の供給水量の安定確保のために、県水の有効利用を含めて改修等の整備計画をつくりたいとの説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後5時20分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 (大西樹議員着席 午前10時37分)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 委員長の報告で、本当に詳しく現地調査もしていただき、また、イノ

シン対策も本当に効果が出ておるようでございます。ただ、私が危惧しておりますのは、水源の確保というのは、これ、早期に県と協議に入るように意見が、こういうのは何十回やっても、やっていないのではないですか。ある地区には20数億という調査費をつぎ込んでおるのは、私はこの議会で何回も何回も何回も言うておるでしょうが。前政権が八ッ場ダムを中止して、またやっておる。これと全く同じことをやったらいけないというので、我々はええチャンスがありまして、八ッ場ダムの見学をしました。再考になったでしょうが、これ。だから、政権はつぶれたでしょう。

この地区のある代議員さんが、私は水のことで質問をしました。早明浦ダムから水が来るから大丈夫でしょうと、こういう代議員さんが県の代表で出ておるんですよ。地域をばかにしたらいかんのですよ。早明浦もあるときはくれる。つい最近も、規制、規制、規制で、やっとこれでクリアしたけど、こういうのが何年に1回か来るんですよ。ですから、我々は、水道のこの水源確保、水道課長も頑張って、水源確保をやっています。これも海から来るのではない。上流から来た水を何とかして水源を保っておるわけです。ですから、上流の関係で、やはり大きな基本的なものをこしらえんと、これは未来永劫になりません。何回も言うておる。また県と協議します、県と協議したいというのも、これは何回か協議したか、それをやっぱりこの次、私は、あした、一般質問で出してありますから、それで出していただきたいと思いますので、調べてとってください。

やはりこういうことを繰り返してやるのではなくして、やはり本当にまんのう町、この地域をどうするか。水がなければ、絶対に生活ができないし、絶対に工業も商業も何もできません。香川県でも、特にまんのう町というのはうどんの産地なんですよ。こういう中で十分な水を確保をするのは、それは個人ではできません。行政の役目です。それをやっぱり建経で何回も何回も討議していただいておりますけど、なぜもう少し具体的な数字を出していただかんのかと。このある地区に20数億の調査費が入っています。何回も言っています。これを無駄にすれば、それだけ無駄遣いになるわけです。ですから、委員長にだけ言っても、本当に失礼ですけど、委員長もやっぱり水の確保、農業問題に相当力を入れていただいておりますから、その辺の話が、ただ単にここに、県に早急に意見、打診するというのがありましたけど、これは何回ぐらいやったかどうかというような確認があったのかどうか、それだけちょっと委員長にお願いします。

○大岡克三議長 13番、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 三好議員さんに力強い御支援をいただいたと、私は理解しております。質問かと思えば、どうも支援していただけるなと思って、心から心強く思っておるわけでございます。

委員会といたしましても、現地調査も行い、担当課長、まず町長さんも力強いお言葉をいただいております。そういう中で、即、行くといっても、やっぱり図面、測量、いろいろして持っていないかんので、早急に課長のほうで、担当のほうでは対応できる準備を取りかかっております、既に。おりますので、いましばらく、いましばらくと言ったら

あいが悪いので、即、提出できるように、課長のほうからも聞いておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○大岡克三議長 11番、三好君。

○三好勝利議員 委員長も、やはり水関係には相当以前から協力いただいておりますけど、私が申すのは、新規も要るでしょう。ただし、過去にそれだけの調査費を、大きな調査費をつぎ込んだ現場があるんですから、それをなぜ、まず最優先で県と協議に入らないかというのを委員会で出していただくし、あしたの一般質問にも出しておりますから、それはもう委員長の、今、回答をいただいたので、結構でございます。本当に建経の委員さんが努力していただいておりますことは十分わかりました。以上で終わります。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大岡克三議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月26日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員4人、議長同席のもと、執行部より、副町長、所管課長全員出席により、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他です。

副町長挨拶の後、総務課長より、行事实施報告、交通・消防関係の発生件数報告、参議院選挙投票結果報告、工事等入札結果報告の後、国から東日本大震災の復興財源確保として、国に準じての地方公務員給与削減要請が来ていることについて、県内の町においても最終調整を行っていること、香川地震・津波被害想定第2次公表の発表が8月28日に行われる予定になっていることなどの報告がありました。

委員より、最終処分場エコランド林ヶ谷周辺地域の塩害対策について質疑があり、執行部より、塩害の発生する原因は焼却灰にあり、現在は施設から出る排水を流域下水道に流すことで、周辺地域の皆さんの不安を払拭できたと考えている。また、影響する水利関係の補償については、追上下、大口地区に貯水池を建設し、奥谷池に送水することで対応しているとの説明がありました。

また、委員より、まんのう町地域防災計画の策定について質疑があり、執行部より、県が発表する香川地震・津波被害想定を受け、まんのう町地域防災計画の素案を作成し、議会側に説明を行うとともに、防災会議に諮った上で、本年度中に公表したいとの答弁がありました。

また、委員より、入札結果の落札率に関して、予定価格の99%を超える額で契約となった工事が多数見受けられ、談合への疑念や住民批判が起きかねないので、入札事務に関して、検証と見直しを行う必要があるのではないかと意見がありました。

次に、委員より、地方公務員給与の暫定削減について、自主的に行うべきではないのか、また、減額するのなら、特別職や議員の報酬も減額すべきであるとの意見があり、執行部より、県下の動向を注視しながら、また、住民への説明責任を明確にしながら判断をしていくことになるが、職員の給与削減が実行されることになれば、特別職の報酬削減についても検討していくとの答弁がありました。

また、委員より、街路灯等省エネLED照明導入検討委員会に、町内の電気工事業者でつくる街路灯工事組合がメンバーに入っていることについて、導入する照明器具のメーカーや規格の選定、工事費やリース料の算定をする上で、公正な判断や価格競争原理を阻害する原因にもなりかねないため、メンバーから外すべきではないかと意見があり、執行部より、整備工事の契約相手はリース会社であるが、工事組合にはLED器具取り付けに係る実務的な手続や工程等の意見を出してもらうということで構成員としたが、意見を参考に再検討したいとの答弁がありました。

次に、企画政策課長より、総合計画関連業務でヒアリングを実施したこと、定住自立圏形成について、会議の実施状況や四国職業能力開発大学校・四国学院大学と協定を締結したこと、出資法人関係、土地開発公社、ことなみ・仲南両振興公社の第1・四半期の事業実績報告、あいあいタクシー・福祉タクシーの利用状況、情報基盤整備事業報告、人権啓発事業報告、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況、NHKのど自慢の開催日程や現在の応募者数等について、報告と説明がありました。

委員より、平成24年度総合計画実施計画実績に行政評価結果を反映しているかとの質疑があり、執行部より、計画に有機的にリンクさせたいと考えていたが、今回は盛り込まれていないとの答弁があり、委員より、4年間かけて行ってきた事務事業評価が意味をなさないのでないかと意見があり、執行部より、事務事業評価は職員の意識改革の向上に成果を上げたと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、定住自立圏形成について、事業実施状況についての補足資料があれば示してほしいとの要望があり、執行部より、追加資料の提出がありました。また、大学との包括的連携について、インターンシップを実施するなど、若者が地域に戻り、地域を活性化できるような施策を提言するよう意見がありました。

また、委員より、あらゆる機会を捉えて、例えば住民の転入出時に動機を聞くなど、積極的に今後の行政サービスに生かせる情報の収集を努めるべきではないかと意見がありました。執行部より、個人情報の問題もあるが、実務面で現課と協議していきたいとの答弁がありました。

次に、税務課長より、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険の調定額について、報告がありました。

委員より、町税滞納者からの効果的に徴収する方法や、収納率の向上のため、手段を研究していくよう意見がありました。

次に、会計室長より、平成24年度の一般会計を含めた9会計の決算報告があり、一般会計の歳入決算額は122億3,334万8,293円、歳出決算額は115億3,709万6,051円となったこと、7月末現在の財政調整基金の総額は41億9,224万3,178円となっているとの報告がありました。

次に、琴南支所長より、琴南支所の事業報告がありました。

委員より、琴南支所の日直について、廃止も含めて検討することになっていたが、方針は決まったのかとの質疑があり、執行部より、住民周知をして、年度内に廃止することにしたとの答弁がありました。

次に、仲南支所長より、仲南支所の事業報告の後、仲南支所周辺整備検討委員会において、仲南地区幼保一元化施設の建設に伴い、新たに駐車場用地を確保する必要があることから、50メートルプールを取り壊し、駐車場とすることを町長に提言する予定となったとの報告がありました。

委員より、仲南地区幼保一元化施設について、仲南支所周辺整備の全体計画の中で位置づけされるべきであり、先に議会側に全体計画の説明を行ってから、幼保施設についての計画を進めるべきではないのかとの意見があり、執行部より、幼保一元化施設を仲南支所周辺に整備することについては、町合併をする前に仲南地区の保護者の意見を集約した結果であり、また、周辺整備の全体計画については、今後、議会側に説明をしていきたいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時15分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 PFI事件対策特別委員会の委員長報告（PFI事件対策特別委員長）

○大岡克三議長 日程第8、PFI事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI事件対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 それでは、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る8月23日、14時から全員協議会室にて、議長、執行部より、町長、副町長、教

育長、総務課長、学校教育課長、会計室長、対策室2名の出席のもと、第1回PFI事件対策特別委員会を公開で開催しました。

この日は、PFI事業の提案書に工事監理責任者として名前の上がっていた山下設計より2名を参考人として招致し、今回のような事件に至った経緯の質疑を行いました。

委員より、今回の事件において、数多く存在する理解しがたい部分における質疑が行われ、山下設計より回答が返ってきました。それをまとめますと、そもそもの発端である部材変更を山下設計が知ったのは4月10日以降である。山下設計がまんでがんパートナーズと結んだ契約は、二人体制で一人が月1回、もう一人が月2回の管理である。山下設計としては、9ミリ合板が6ミリケイカル板に変わった件は、もし相談があれば、使用はしていない。壁をはがしてわかった竣工図等との食い違いが多々あることから、仕様書と現場が合致しているかどうかの検証はできていない。以上のようなことや、工事写真等が少ないことから考えて、工事監理責任者として十分な責務を果たしているとはいいがたく、さらには、SPCの仕事が町の要求水準を超えているとはいいがたい。また、体育館内壁以外の部分が、問題がないとは自信を持って言うことはできない。ということであることがわかりました。

その後、山下設計の2名の方が退席をされた後、執行部から説明を受け、さらには今後の対応について協議しました。

執行部の説明として、7月10日に中学校の竹刀の柄にカビが生えたとの報告があり、武道館を確認したところ、館内北側点検口内に水がたまっていること、また、武道館の北側外にあるドライエリアという場所の壁から漏水を確認し、7月23日に漏水をとめるためにエポキシを注入しておるとの説明がありました。

また、今後の対応としては、調査機関として第三者委員会を立ち上げるが、その中に政府機関が入ってもらえるように、議会側、町長側も努力していくという確認をしました。

最後に、次回を開催を9月3日とし、参考人として統括マネジメントを招致することとし、17時15分に閉会しました。

去る9月3日、13時30分から全員協議会室にて、議長、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、会計室長、対策室2名が出席のもと、第2回PFI事件特別委員会を公開で開催しました。

この日は、PFI事業の相手方である「まんでがんパートナーズ」の統括マネジャーと副統括マネジャーの2名を参考人として招致しました。

さらには、まんでがんパートナーズより2名、大成建設より1名が同席の申し出があったため、許可し、今回のような事件に至った経緯の質疑を行いました。

まず、統括マネジャーより、今回の事件発覚を知ったのは、町と同時期であるという説明を受けました。

これを受けて、各委員より、統括マネジャーは大成建設の社員であり、設計、建設を行っているのも大成建設である。その状況で、変更を知ったのが町と同時期であるというの

は理解に苦しむ。では、統括マネジメントが機能していなかったのではないかな等の質問が相次ぎました。

町に無断での壁の変更、壁を破壊してわかった竣工図面、仕様書と違う部分（安価な耐火ボードの使用、軽量鉄骨の量が3分の2、下地の胴縁をとめるアンカーが不足等）があることなどから、町の要求を満たすために仕事をするべき「まんでがんパートナーズ」の統括マネジメントとしての要求水準を超えているとはいいがたいということがわかりました。

その後、統括マネジャーが退席された後、執行部と今後のことについて質疑をしました。

今後、全ての施設を検査する第三者機関を選定するに当たっては、町民の皆さんにも参画していただくことを考えながら、公正な選定ができる人選を早急に進めていくことを決定し、17時10分に閉会をしました。以上です。

○大岡克三議長 これをもって、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。
ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
ここで、議場の時計で11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

+

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

日程第9 認定第1号 平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第2号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第3号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第4号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第5号 平成24年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第6号 平成24年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第7号 平成24年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第8号 平成24年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 認定第 9 号 平成 24 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 認定第 10 号 平成 24 年度まんのう町水道事業会計決算認定について

○大岡克三議長 日程第 9、認定第 1 号 平成 24 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 10、認定第 2 号 平成 24 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 11、認定第 3 号 平成 24 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 12、認定第 4 号 平成 24 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 13、認定第 5 号 平成 24 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 14、認定第 6 号 平成 24 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 15、認定第 7 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 16、認定第 8 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 17、認定第 9 号 平成 24 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 18、認定第 10 号 平成 24 年度まんのう町水道事業会計決算認定について、以上、認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件について、会議規則第 37 条により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

十 **○栗田町長** ただいまの認定 10 件につきましては、会計管理者のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 十

○大岡克三議長 会計管理者、仁木正樹君。

○仁木会計管理者 ただいま上程いたしました認定第 1 号から第 9 号までの各会計につきまして、お手元にお配りしております平成 24 年度一般会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書並びに平成 24 年度主要施策の成果に関する報告書及び平成 24 年度決算に伴う議会提出参考資料綴、この資料は、各会計の不納欠損額調書・収入未済額調書・不用額調書でございます。

以上の関係書類とあわせて、各会計の決算額及び概要を報告し、説明とさせていただきます。

それでは、歳入歳出決算書 1 ページをお開きください。

認定第 1 号 平成 24 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 122 億 3,334 万 8,293 円、歳出決算額 115 億 3,709 万 6,051 円、歳入歳出差引残額 6 億 9,625 万 2,242 円、翌年度へ繰り越すべき財産 1 億 7,421 万 2,000 円、その内訳は、農林水産業費 2,093 万 4,000 円、土木費 2,866 万 4,000 円、教育費 1 億 2,461 万 4,000 円でございます。翌年度へ繰越額 5 億 2,204 万 242 円となります。

詳細につきましては、2 ページから 199 ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明

細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約24.5%の増、主な要因は、前年度からの繰越事業であった満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の実施に伴う国庫補助金及び地方債の増額によるものであります。また、歳出においても約31.5%の増となっております。主な要因は、歳入と連動して満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の実施により、普通建設事業費が大幅な増となったことによるものであります。

201ページをお開きください。

認定第2号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算でございます。

歳入決算額23億9,673万1,013円、歳出決算額23億256万1,749円、歳入歳出差引残額9,416万9,264円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、翌年度へ繰越額9,416万9,264円となります。

詳細につきましては、202ページから247ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約0.25%の減、歳出においても約2.8%の減となっております。

次に、249ページをお開きください。平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）歳入歳出決算でございます。

歳入決算額3,024万6,238円、歳出決算額3,024万6,238円、歳入歳出差引残額0円、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額、ともに0円となります。

詳細につきましては、250ページから267ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入歳出ともに、昨年度より約5.2%の減となっております。

269ページをお開きください。

認定第3号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額2億5,871万7,302円、歳出決算額2億4,574万4,228円、歳入歳出差引残額1,297万3,074円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、翌年度へ繰越額1,297万3,074円となります。

詳細につきましては、270ページから287ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約0.23%の増、歳出は約0.24%の増となっております。

289ページをお開きください。

認定第4号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額22億6,353万268円、歳出決算額21億8,610万9,400円、

歳入歳出差引残額 7, 742 万 868 円、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、翌年度へ繰越額 7, 742 万 868 円となります。

詳細につきましては、290 ページから 335 ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約 5.1 % の増、歳出は約 3.2 % の増となっております。

337 ページをお開きください。

認定第 5 号 平成 24 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 9, 418 万 9, 175 円、歳出決算額 7, 293 万 6, 154 円、歳入歳出差引残額 2, 125 万 3, 021 円、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、翌年度へ繰越額 2, 125 万 3, 021 円となります。

詳細につきましては、338 ページから 363 ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約 22.6 % の減、歳出は約 18.8 % の減となっております。

365 ページをお開きください。

認定第 6 号 平成 24 年度簡易水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 2 億 5, 605 万 2, 106 円、歳出決算額 2 億 4, 134 万 7, 141 円、歳入歳出差引残額 1, 470 万 4, 965 円、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、翌年度へ繰越額 1, 470 万 4, 965 円となります。

詳細につきましては、366 ページから 387 ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約 1.1 % の増、歳出は約 1.5 % の増となっております。

389 ページをお開きください。

認定第 7 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 1 億 8, 701 万 3, 271 円、歳出決算額 1 億 8, 622 万 7, 187 円、歳入歳出差引残額 78 万 6, 084 円、翌年度へ繰り越すべき財源 10 万円、翌年度へ繰越額 68 万 6, 084 円となります。

詳細につきましては、390 ページから 413 ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約 6.4 % の増、歳出は約 8.8 % の増となっております。

415 ページをお開きください。

認定第 8 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 2, 833 万 7, 591 円、歳出決算額 2, 582 万 9, 028 円、歳入歳出差引残額 250 万 8, 563 円、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、翌年度へ繰越額 250 万 8, 563 円となります。

詳細につきましては、４１６ページから４３３ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入については、昨年度より約２．９％の減、歳出は約３．５％の減となっております。

４３５ページをお開きください。

認定第９号 平成２４年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額６，３６４万８，１２９円、歳出決算額６，３６４万８，１２９円、歳入歳出差引残額０円、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額、ともに０円でございます。

詳細につきましては、４３６ページから４４９ページの歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書のとおりでございます。

歳入歳出ともに、昨年度より約１６．２％の増となっております。

最後に、財産に関する調書を４５１ページから４５７ページに掲載しております。お目通しをお願いいたします。

以上で、認定第１号から第９号までの説明を終わります。

なお、執行内容等詳細につきましては、付託予定のそれぞれの常任委員会におきまして、各担当課長から説明並びに答弁をさせていただきます。

御審議いただき、御認定のほど、よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 水道課長、天米賢吾君。

十

○天米水道課長 それでは、別冊にあります認定書によりまして、説明をさせていただきます。

認定第１０号 平成２４年度まんのう町水道事業会計決算認定についてであります。

これは地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

決算書の１ページをお開きいただきたいと思います。

平成２４年度まんのう町水道事業会計決算報告書（消費税込み）であります。

まず、収益的収入及び支出についてであります。収入の決算額としまして２億５，８１３万４，２２６円、支出の決算額としまして２億２，７９０万５，６７２円となっております。

続きまして、２ページをお開きください。

資本的収入及び支出の決算額であります。収入の決算額としまして１，０８４万６，０００円、支出の決算額としまして９，４３２万３，６０７円、この差引額８，３４７万７，６０７円不足しております額につきましては、下段に書いておりますように、消費税資本的収支調整額で１４２万９，６９０円、当年度分損益勘定留保資金によりまして、８，２０４万７，９１７円を補填をさせていただいております。

続きまして、損益計算書について、説明をさせていただきます。

次のページ、3ページをお開きください。

平成24年度まんのう町水道事業損益計算書（消費税抜き）となっております。

1の営業収益が、合計で2億3,340万7,084円、2の営業費用、合計が1億9,476万1,211円、次に、3の営業外収益であります、合計で1,299万3,568円、4の営業外費用としまして2,946万863円となっております。5の特別利益、6.特別損失はございませんので、当年度の純利益としまして、2,217万8,578円、前年度分の繰越利益剰余金が1,517万1,295円でありますので、当年度分の未処分利益剰余金として3,734万9,873円となっております。

なお、6ページと7ページに24年度の水道事業の会計報告書を掲げておりますので、後でお目通しいただけたらと思います。

以上、決算報告とさせていただきたいと思いますので、御審議、御認定のほど、よろしくお願いしたいと思います。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いします。

監査委員、三好勝利君。

○三好勝利監査委員 御指名をいただきましたので、監査報告をさせていただきます。

認定第1号から第10号の決算審査報告、平成25年9月5日。

決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算並びに基金の運用状況を審査した結果を御報告申し上げます。

去る8月20日、町役場におきまして、増田代表監査委員と私で決算の審査を行いました。審査は、決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。

審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に遵守して作成されておりました。

決算の計数につきましては、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。

また、基金の運用についても、適正な運用がなされていることを認めました。

ただし、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関しては、個別外部監査制度を導入しているにもかかわらず、施工不良が発覚しており、これら問題点の早期解決と今後の対応策を求める。

また、過年度滞納繰越分については、出納整理期間の適用がないため、4月当初に、また、債権管理上の総額をもって調定処理を行うよう改められたい。

以上で、決算審査の報告を終わります。

○大岡克三議長 これより、認定第1号から認定第10号までの10案件に対しての質疑に入ります。本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は、あくまでも総括

的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 それでは、大綱的な部分で、意見書を、今、監査委員さんのほうからありましたけれども、監査の意見書がつくと。その部分についてお伺いいたします。

満濃中学校改築の部分、約20数億円が24年度決算部分で上がってきておりますが、4月10日に壁が割れたということですが、議会に報告があったのが5月24日だったと記憶しております。それ以降、5月10日の全員協議会でも、お金を払わしてくれというようなお話、それで、5月30日にお金を払ってもええですかというような話がありましたけれども、5月10日の時点で、議会でもちょっと待てよと。モニタリングがきちんとできていないじゃないかと。PFI自体はサービスを購入する部分であると。そのサービスが適正に町に支払われているかどうかは確定できていないのに、満額を払う必要があるのかというようなことを議会でお話しし、5月10日の時点では、見合わせろというお話をし、5月30日に、もうとりあえず払わせてくれと。じゃあ、払っても、モニタリングが終わった時点でいかなければ、返してもらうようにしろよという条件つきでの支払いでしたけれども、それ以降、特別委員会ができて、壁が割れたことを山下設計並びに統括マネジメントを意見聴取2回ただけで、要求水準を超えていないでしょうというのが、向こうから答えとして上がってきているわけですね。4月10日から5月30日までの間に、執行部のほうで、そういった部分を聞き取り調査しておけば、満額払うことではなかったのではないかと、そのように考えますが、執行部としては、いまだにこの24年度決算、そのPFIのサービス購入部分について、支払いをしたことは妥当であると判断しているのかどうか、それをお聞かせください。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。

5月末に支払いをしたということに関しましては、4月以降に町の要求水準書を満たしていないというような、壁に穴があくというような事象が出てまいりました。そのことも含めて、今後、十分調査をして、払い過ぎておる部分については返してもらうというようなことになろうかと思います。よろしく願いいたします。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 それは町長のほうから、今、ありましたので、そのあたりは的確にいただきたいと思いますと思いますが、一個人としては、満額、このときに支払うべきではなかったんではないかと思っておりますので、そこは理解していただきたいなと思います。

あと何点か、附帯するところに、お願いという部分になりますけど、構いませんか。それは個別に後で言うたほうがいいですか。

○大岡克三議長 できれば包括的ということでありますので、御配慮いただきたいと思います。

○本屋敷崇議員 了解です。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております認定第１号は総務常任委員会に、認定第２号、第３号、第４号、第５号、第９号の５案件は教育民生常任委員会に、認定第６号、第７号、第８号、第１０号の４案件は建設経済常任委員会に、それぞれ付託いたします。

ここで、議場の時計で１３時００分まで休憩いたします。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時００分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

執行部、企画政策課長、高嶋一博君欠席のため、企画政策課課長補佐、細原敬弘君が出席しておりますので、報告をいたします。

ここで、三好監査委員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

三好君。

○三好勝利監査委員 それでは、失礼します。

午前中に監査報告いたしました、認定第１号の平成２４年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定の意見書の中の最後の部分で、「また、基金の運用についても」を「については」に訂正させていただきます。「基金の運用についても適正な運用がなされていることを認める。」となると、全てひっかかってくるので、簡単ですけど、「も」を「基金の運用については適正な運用がなされていることを認める。」というふうに、一字だけ字句を訂正させていただきたいと思います。以上です。

○大岡克三議長 １４番、高木堅君。

○高木堅議員 今、場内においている三好監査委員のほうから報告があったんですけど、代表監査の増田監査委員さんのほうへの相談は、確認をとってしておりますか。

○大岡克三議長 １１番、三好君。

○三好勝利監査委員 休憩中の間に、本人と直接、訂正に関しての意見をやりとりして、了解を得ております。以上です。

日程第１９ 議案第１号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定について

○大岡克三議長 日程第１９、議案第１号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、議案第１号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定について、提案理由の説明を御説明申し上げます。

現在、施行されております子育てに関する次世代育成支援対策法が平成２７年３月３１

日をもって失効となるために、国は、これにかわるものとして、「子ども・子育て支援法」を平成24年8月10日に可決成立し、8月22日に公布されました。

市町村には、この「子ども・子育て支援法第61条第1項」において、子ども・子育て支援事業計画の作成が義務づけられ、その作成に当たっては、同条第7項において、「審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。」とうたわれております。このため、本町においては、審議会として、まんのう町子ども・子育て支援会議の設置を図るに当たり、当該条例を制定いたすところでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 この議案を読みますと、かなり包括的で、かなり権限が強い会議になるんですけれども、例を挙げて言うなら、保育料の改定などもここに付すことができると。これは自治体裁量によるというふうにも書いていますけれども、あと、子育て支援に関するものが政策プロセス、PDCAを回して、この会議に諮り、この会議で決まったことを尊重していくというふうになりますので、かなり子育て関係の部分においては重要な位置に資する会議になると思うんですが、委員は15人以内というふうになっておりますけれども、これはどのように構成していくおつもりか。また、この会議に対して、資料等をどのように出して、また、議会とはどのように調定していくつもりかというところをお聞かせください。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、子育て会議の構成員の方々でございますけれども、まず、保育所、幼稚園の代表者、PTA代表者、社会福祉協議会、愛育会、子育てサークルと子育てボランティアの代表者、民生・児童委員さんと健康福祉課、福祉保険課の職員及び子育てに関する学識経験者等々の皆様によりまして構成をいたしたいと、15名でございしますが、いたしたいと考えてございます。

この子育て事業計画につきましては、福祉とか子育て、いろんな幅広いところがございます。ですから、そんな部分につきましては、データがそろい次第、その委員会に諮り、そして、今後の進めていく方向性を審議いただくというふうに考えております。

途中につきましても、教育民生等、議会の皆様方にも、できる限りの資料のほうは御提出させていただき、また、御検討いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 済みません、ちょっと僕が聞き漏らしたんかもしれないですけど、教

育委員さんは入っておるんですか。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 お答えいたします。

教育委員さんにつきましては、途中の経過を、定例の教育委員会もございますので、その中で御報告をしたいと思っております。よろしくお願いします。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 今、教育委員の話もありましたけども、多分立ち位置的に、子ども・子育て会議が全体的な部分を決めるけれども、その上に、多分教育委員会というものがあり、議会というものがあると。だから、今、教育委員会は入っていないけれどもと、立ち位置的に、教育委員会で決めたことをかなり会議のほうに落としていくということなのか、立ち位置的な部分ですよ。そのあたりをちょっと聞かせていただきたいなど。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんにお答えいたします。

流れといたしまして、まず、小学3年生までのお子さんをお持ちの方の保護者の皆さんにニーズ調査を行います。それで、そのニーズに基づいて、ある程度のプランニングを立てていくと。それを審議会の皆さんで御審議いただくということでございます。その流れの経過を教育委員会のほうで報告する。そして、ある程度の形になった段階で、議員の皆様方にもお知らせしていくと。それで、最終的には、これも町の計画になりますので、教育委員会だけで決定するものではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、白川年男君。

○白川年男議員 概略的なことを質問するんですけど、国がこういう法律をつくって、そして、子育て支援をするんだと思うんですけど、このまんのう町はいつから、それから、年齢は何歳ぐらいまでとか、それから、予算措置も多分何かあるんだと思うんですけど、国が半分とか、県が幾らかと、そのような概略的な来年ぐらいからするんだと思うんですけど、そこらの概略的な説明をお願いしたらと思います。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 白川議員さんの質問にお答えいたします。

この法律でございますが、実際にこの法律で実施されるのは平成27年4月1日でございます。現在においては、ただいま次世代育成支援法に基づく次世代育成支援計画という行動計画というものがございます。これに基づいて、今現在は進められております。ですから、平成27年の4月以降の計画を立てていくというふうになってございます。

それと、該当するお子さんでございすけれども、先ほど申しましたニーズ調査は小学校3年以下のお子さんということでございましたけれども、この子育て支援に関しましては、子供たちの放課後児童クラブとか、いろいろな子供たちに対する福祉施策がございす。それも入っておりますので、該当者は小学生全般にも及ぶのでなかろうかというふう

に考えてございます。よろしくお願いいたします。

○白川年男議員 予算的なことも、どんなんですか、大まかで。

○尾崎学校教育課長 予算につきましては、今のところ、データ等が国からは示されて
ございませんので、わかり次第に、また御報告なりさせていただきたいと思っております。
よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 14番、高木堅君。

○高木堅議員 議長、これ、議案の、今、上程していきょんやけど、我が町は、委員
会、各常任委員会へ付託しておるわな。やはり常任委員会に付託したんやったら、付託し
た段階で、委員会のぶんができて、なおかつ、それと関連があるんやったら、それで、全
体でせないかんのやったら、また全協でも、この結果を全協でもしてもらおうようにして、
やっぱり委員会の審議でスムーズに議会が流れるように、議事進行が行けるように、ぜひ
ともお願いしとったらと思います。以上。

○大岡克三議長 冒頭に申しましたように、質疑は大綱的、総括的な質疑ということで
お願いをしておりますので、皆さん、御理解はいただいておりますんじゃないかなとは思っ
ております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

十

日程第20 議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定につ いて

○大岡克三議長 日程第20、議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文
台」条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定に
ついて、御説明申し上げます。

大川山山頂の大川山交流施設が開館するに伴い、まんのう町大川山交流施設「まんのう
天文台」条例を制定し、適正な運営管理が行えるようにするものであります。

施行は平成25年11月1日でございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあく
までも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 この施設を、今、改装中で、もう38年もたっておる建物やけど、耐

震検査とか、そういう検査をしてからしたものか、それをちょっと答えていただきたい。そういうことをしてから直っしよるものか、今から、もう子供やみんなが行ってする建物やきに、あんな山の天こつに建っておるものが、下がっておるとか、あんなんがあるかないかいうのを調べてから、改装したかせんか。

○大岡克三議長 社会教育課長、脇隆博君。

○脇社会教育課長 合田議員さんの質問にお答えをいたします。

耐震につきましては、購入のときにいたしております。

○合田正夫議員 これは下がっておるか、下がっていないかは。下がったところはないんやな、建物で。それをちょっと先に聞いとくきに。

○脇社会教育課長 下がっておるところ……。

○合田正夫議員 そういうことを調べてから、検討委員会をする言うて、検討委員会をつくって、そういうことをしておるんやきに、そういうことまで調べてから、改装したかせんかを聞きよるだけで。

○脇社会教育課長 そこのところは、やっておりません。検討委員会のほうは設置をしております。

○大岡克三議長 3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 検討委員会をするなら、そういうことをしてせななんたら、あんな山の天こつで建てっておるもんが、ひょっとどこかで下がっておるところがあったんやったらできんので、そういうのをまた検討してほしいんですが。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えをいたします。

購入に当たりまして、あの建物が耐震構造になっているかどうかということは、専門家のほうに見て調べてもらって、これはもう耐震構造になっておるということで、こういうふうに着手しました。床の地盤が下がっておるかどうということについては、目視ということになりますが、建物内はほとんど正常な状態でございます。しかしながら、外の犬走り等は、かなり埋め立てをした中で、相当外部を打っておりますので、少し下がったようなところがございますが、もうかなり年数もたっておりますので、改修をすれば大丈夫であるというふうに判断をいたしました。よろしく願いいたします。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 教育民生常任委員会のほうで聞いていただきたいと思うんですけど、かなり指定管理に係るような書き方をした条例ではありますけども、その指定管理との絡み、あと、利用料金200円というふうになっておりますけども、そのあたりが、今度、指定管理にかかってきた場合、どうなのかというあたりを教育民生常任委員会のほうでよく聞いていただければ、ありがたいなと思いますので、答弁は結構です。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第3号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第21、議案第3号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第3号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本改正条例案は、議案第1号において提案させていただきました「まんのう町子ども・子育て会議条例」が制定されるに当たり、委員に対する報酬を非常勤の特別職として条例に明記するよう香川県より指導がありましたので、「まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条関係の別表第1に追加すべく、提案させていただきます。

なお、追加する当該報酬額は月額8,000円（ただし、4時間未満は5,000円）とするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第4号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第22、議案第4号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました議案第4号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ます。

この改正は、さきの６月定例会に上程しました「まんのう町税条例の一部改正」のときに御説明させていただきました地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成２５年３月３０日に公布されたことに準じての改正でございます。

なお、この条例は、平成２６年１月１日から施行するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

２番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 これに関しては、即決ということでありますので、一言だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

この延滞金の、結局、軽減措置を設けるというふうなことです。ペナルティーの軽減という、その必要があるのかなというのが、まず一つなんですけど、これ自体は上位法の改正による改正ですので、どうしようもない部分ではあるんですけども、そして、改正理由のところで、現在の低金利の状況にかんがみて引き下げるといふ、今、デフレ経済で金利も低金利で推移しておりますけれども、国のほうではアベノミクスということで、今後、金利は上昇するんでないかというふうな観測もあります。そういう中で、低金利だから少し引き下げて、また金利が上がれば、またもとに戻すとか、引き上げるというふうなことになるのかなというふうな気もしますし、そうなった場合に、かえって、住民に対しては混乱が起きるんでないかというふうな懸念もあります。そのあたりをどういうふうにご考えておられるか、御説明いただきます。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

この特例措置のこれが流動するというのは、住民にとってわかりにくいのではないかといいことでございますが、今、議員さんが言われましたように、金利の上昇をするときには、連動して上がってくるということになってこようかと思います。これには、その参考資料にも書かせていただいておりますが、その中に特例基準割合というのが書いてございます。この基準割合、これは商業手形に連動するんですけど、このパーセントが上がれば、利率が上がれば、全て連動が係ってくるということになります。これは財務省の関係もございまして、国の施策の中で動いてくるものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 ２番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 言っても仕方ない部分ではあるんですけども、ペナルティーを軽減するというのは、逆に言えば、町にとっては収入が減になるということですので、そのあたり、いかがなものかなというふうな、個々の事例に関しては、この６条のほうで十分対

応できるんでないかという気もしますので、仕方がない部分ではありますが、ちょっと意見として触れておきます。以上です。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 僕の条例の見方が悪いのかもしれないんで、教えていただければありがたいんですが、「施行期日は、この条例は18年3月20日から施行する」というふうになっていますので、これは遡及措置をするということなのか、条例のこれは一部改正でしたっけ。一部改正か、僕が間違えていますね。失礼いたしました。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第4号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第5号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第23、議案第5号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第5号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

このたび、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、環境省の補助金をいただき、現在、町が設置している街路灯及び防犯灯をLED照明器具に交換整備を行おうとしており

ます。本事業は、ＬＥＤ照明化による電気代の低減や長寿命化による修繕等の減少から、維持管理経費削減が見込めるため、この削減費用をもって、既存の街路灯等をＬＥＤ照明化へと切りかえる工事費に充当することから、長期の賃貸借契約を締結する必要が生じてまいります。

ついては、長期継続契約を行うため、「まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の第２条に街路灯等照明設備の賃貸借契約を追記する一部改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第５号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第５号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２４ 議案第６号 まんのう町税条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第２４、議案第６号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第６号 まんのう町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、平成２５年３月３０日に公布された「地方税法の一部を改正する法律」のうち、まだ公布されていなかった「政令」及び「省令」が、本年６月１２日に公布された

ことに伴う所要の改正でございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 それでは、議案第6号 まんのう町税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。

今回の改正は、6月12日に公布された政令、省令に伴い、平成25年度税制改正のうち、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し及び金融所得課税の一体化に係る改正を行うものです。

まず、税条例第47条の2及び第47条の5の改正については、公的年金受給者の納税の便宜などの観点からの改正であり、年の途中で町外に転出した者について、一定の要件のもと、公的年金などに係る特別徴収を継続できるようにするとともに、一旦、税額に変更が生じると、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じ、この現象が継続する現行制度について、徴収額の平準化を図るものでございます。

次に、附則第7条の4以降の改正については、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備などに向けた金融証券課税の一体化のため、特定公社債などの利子及び譲渡損益について、上場株式などの配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とし、これらの間で損益通算などを行うことができるようにするものです。

また、納税義務者にとってのわかりやすさの観点から、単に課税標準の計算の細目を定める規定を条例の性格を踏まえ、整理、削除を行うことによる改正です。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第25、議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、議案第6号で説明いたしました税条例の改正と同様、「地方税法施行令の一部を改正する政令」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が、本年6月12

日に公布されたことに伴う所要の改正でございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 それでは、議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。

今回の国民健康保険税条例の改正は、所得割の課税方式のうち、本文方式の廃止に伴う規定の整備及び金融所得課税の一体化に係る改正、並びに納税義務者にとってのわかりやすさの観点から、規定の整理を行うことによる改正となっております。

しかし、本町の所得割の課税方式は、旧ただし書き方式を採用しており、本文方式の廃止に伴う改正の必要はないことから、本町における国民健康保険税改正は、先ほど説明をいたしました議案第6号の税条例改正と同様、金融所得課税の一体化の改正に伴い、所定の規定の整備を行うものでございます。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

十 **○大岡克三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 十

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第8号 まんのう町児童館条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第26、議案第8号 まんのう町児童館条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第8号 まんのう町児童館条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まんのう町児童館の一つであります勝川児童館の住所番地が、実際の住所番地と合致していないため改正し、現実に即した状態となるよう提案するものでございます。

なお、改正の地番は「まんのう町勝浦2338番地2」を「まんのう町川東1494番地1」とするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 合併して7年たつわけですが、地番が違っていた理由というのを

教えていただけますか。

○大岡克三議長 社会教育課長、脇隆博君。

○脇社会教育課長 本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。

違っていた理由というのは、この前に、理由になるかどうか、町政懇談会のときに質問がありまして、勝川児童館のところが老朽化しているというようなことがありましたので、うちのほうで調べておりましたら、実際の児童館の活動をしているところは、現在の琴南の出張所のところでやっておって、勝川児童館となっているところは、現在、谷所自治会のほうが集会所として使用をしております。わかったのは、そのとき、そういう理由でございます。以上です。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

+

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第8号 まんのう町児童館条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第9号 まんのう町道路線の変更について

○大岡克三議長 日程第27、議案第9号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

(三好議員退席 午後1時39分)

○栗田町長 ただいま上程されました議案第9号 まんのう町道路線の変更についての提案理由を説明申し上げます。

次のとおり、町道路線終点の変更をしたいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、町道宮田生間線、起点、宮田字宮中724番39地先から、終点、宮田字小谷

1019番22地先までの延長351.7メートル、幅員7メートルから8メートルの道路の終点を宮田字小谷1019番23地先に変更するものであり、変更後の延長は58.0メートル減の293.7メートルで、幅員の変更はありません。

詳細は担当課長より御説明申し上げます。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 詳細について、御説明申し上げます。

添付しております参照図面をお開きください。

1枚目の図面でございますけれども、本路線については、平成3年度より、国道32号線が起点となり、終点の旧岡本木材までの延長351.7メートルについて、供用開始しているもので、主に宮田工業団地関係者と仲南北部の住民が利用している町道路線であります。

参照図面の2枚目をお開きください。

今回の路線変更は、本線終点部にあった旧岡本木材所有地を株式会社フジコーが取得して、もとの所有地A（緑色の部分）、新取得地B（黄色の部分）に隣接する延長約58メートルの町道部分について、本年5月13日に株式会社フジコー仲南工場長より町有地の払い下げ申請があり、即日、町の法定外公共用財産処分審査会で審議した結果、株式会社フジコー以外に利用する者がいないことから、町道宮田生間線の路線変更の議会議決を得た後、町普通財産として払い下げを承認することとしたことによります。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、本屋敷崇君。 (三好議員着席 午後1時43分)

○本屋敷崇議員 建経のほうで聞いていただきたいと思うんですけど、払い下げということになっておるんですけども、公有財産の処分ということになるんだと思うんですけども、その公有財産の処分の手続として、議会承認が要らんですかね。そのあたり、どうやったのかなというだけの話で、それだけをちょっと。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

議会の議決をいただくのは、面積要件で5,000平方メートル以上になりますと、議会の承認が要ります。ですから、この場合、面積が少ないので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○大岡克三議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 28 議案第 10 号 平成 25 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 2 号）

○大岡克三議長 日程第 28、議案第 10 号 平成 25 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 2 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 10 号 平成 25 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 2 号）について、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、3 ページから 4 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1, 998 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 102 億 1, 906 万 5, 000 円とするものでございます。

第 2 条の地方債の補正は、5 ページの第 2 表をごらんください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加分は上段の表に、変更分は下段の表に記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

第 12 款分担金及び負担金は 454 万円の増額です。

これは、農地農業用施設災害復旧費負担金を 84 万円増額、単独県費補助土地改良事業分担金を 370 万円増額するものでございます。

10 ページをお開きください。

第 14 款国庫支出金 1, 142 万 1, 000 円の増額は、主に第 2 項国庫補助金、第 6 目災害復旧費国庫補助金 1, 212 万 1, 000 円の増額によるものでございます。

11 ページの第 15 款県支出金は 3, 241 万円の増額です。

これは、第 2 項県補助金、第 2 目民生費県補助金において、児童福祉費補助金を 562 万円増額、第 4 目農林水産業費県補助金において、農業振興費補助金を 382 万 6, 000 円増額及び農地費補助金を 1, 850 万円増額、また、第 7 目教育費県補助金において、教育総務費補助金を 121 万 4, 000 円増額、第 9 目災害復旧費県補助金を 325 万円増額するものでございます。

12 ページをお開きください。

第 19 款繰越金 3, 290 万 9, 000 円の増額は、前年度からの繰越金です。

13 ページをごらんください。

第 20 款諸収入 2, 600 万円の増額は、PFI 事業者負担金の追加によるものでございます。

14 ページをお開きください。

第 21 款町債は 1 億 1, 270 万円の増額です。

これは、第1項町債、第4目農林水産業債において、ため池改修や水路改修事業の財源として合併特例債を3,280万円追加、第5目土木債において、町道改良事業の財源として合併特例債を1,520万円追加及び増額、教育債において、幼稚園及び小学校施設整備事業の財源として合併特例債を5,870万円追加及び増額、第8目災害復旧事業債において、河川災害復旧事業の財源として公共土木施設補助災害復旧事業債を600万円追加したことによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第1款議会費は280万円の増額です。

これは、議会費、議会管理費において、PFI事件対策特別委員会経費の追加によるものでございます。

16ページをお開きください。

第2款総務費は373万5,000円の増額です。

これは主に、第2項徴税費、第1目税務総務費において、業務委託料を300万円増額したことによるものでございます。

17ページをお開きください。

第3款民生費は4,159万7,000円の減額です。

これは主に、第1項の社会福祉費、第1目社会福祉総務費において、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を5,178万円減額したことによるものですが、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費において、子ども・子育て支援事業等新規事業の追加により、848万3,000円を増額、第2目保育所費において、琴南保育所の施設修繕料170万円を増額しております。

18ページをお開きください。

第4款衛生費の補正は、第1項の保健衛生費、第1目保健衛生総務費において、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を42万3,000円増額するものでございます。

19ページをお開きください。

第6款農林水産業費は6,568万6,000円の増額です。

これは、第1項農業費、第3目農業振興費において、有害鳥獣駆除など農業振興事業費を701万5,000円増額、第5目農地費において、小規模ため池防災対策特別事業費及び吉野支線水路の改修事業費の新規計上により、土地改良事業費を5,704万1,000円増額、また、第7目地籍調査においても、測量業務委託料を163万円増額するものでございます。

20ページをお開きください。

第7款商工費の補正は、第1項商工費、第2目観光費において、公園施設修繕料を71万円増額するものです。

21ページをお開きください。

第8款土木費は2,401万1,000円の増額です。

これは、第2項土木管理費、第2目道路橋梁維持費において、町道維持補修費670万円の増額、第3目道路橋梁新設改良費において、県営工事負担金や町道改良工事の増加に伴う1,731万1,000円の増額です。

22ページをお開きください。

第10款教育費は1億2,822万8,000円の増額です。

主なものといたしましては、第2項小学校費において、第3目学校建設費で高篠小学校校舎増築及び空調機器工事实施設計委託料700万円及び仲南小学校旧プール解体撤去事業費2,830万円を新規計上いたしております。また、第3項中学校費において、第4目PFI事業費で施設に関する第三者調査業務委託料2,600万円を新規計上、第4項幼稚園費において、第2目幼稚園建設費で仲南地区幼児教育施設造成工事費等を5,498万4,000円追加計上いたしております。

24ページをお開きください。

第11款災害復旧費は3,298万4,000円の増額です。

これは、第1項農林災害復旧費において、現年度の農地農業用施設災害復旧事業費として626万4,000円、第2項土木災害復旧費において、現年度の土木災害復旧事業費として2,672万円をそれぞれ新規計上するものでございます。

25ページをごらんください。

第12款公債費の補正は、第1項公債費、第1目元金において、繰上償還が発生したことから、長期債償還元金を300万円増額するものでございます。

なお、26ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第10号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案(第2号)について、御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第11号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)

○大岡克三議長 日程第29、議案第11号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第１１号 平成２５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第１号）につきまして、説明申し上げます。

２７ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正については、２９ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，２５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４億５，５７０万円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

３３ページをお開きください。

第６款県支出金の補正は、第２項県補助金において、患者・家族対話推進事業補助金１，０００円を新規計上するものでございます。

第１０款繰入金の補正は、第１項の他会計繰入金において、一般会計繰入金を５，１７８万円減額するものでございます。

第１１款繰越金の補正は、前年度から繰越金を９，４１６万８，０００円増額するものでございます。

第１２款諸収入の補正は、第４項雑入において、第３目一般被保険者返納金を１１万円増額、第４目退職被保険者等返納金を１，０００円増額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

３４ページをお開きください。

第８款保健事業費は３６万円の増額です。これは第２項保健事業費、第２目保健衛生普及費において、療養費二次点検業務委託料を新規計上したことによるものでございます。

第１１款諸支出金は４，２１４万円の増額です。これは第１項の償還金及び還付加算金において、前年度実績報告に伴う補助金等返還金の増額によるものでございます。

以上、議案第１１号 平成２５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第１号）について、御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１１号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第３０ 議案第１２号 平成２５年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第１号）

○大岡克三議長 日程第30、議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、37ページの第1表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,020万円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

第8款諸収入1,570万円の増額は、第3項雑入において、町道等改良工事に伴う水道管移設補償費1,370万円及び落雷被害による機械等損害保険料200万円をそれぞれ新規計上したことによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

第2款施設費は1,570万円の増額です。

これは、第1項施設管理費、第1目施設管理費において、水道施設の修繕料を400万円増額、第2項施設整備費、第1目施設整備費において、町道等改良工事に伴う水道移設事業費1,170万円を新規計上したことによるものでございます。

以上、議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第1号）

○大岡克三議長 日程第31、議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 13 号 平成 25 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、御説明申し上げます。

43 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、45 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額は、予算の組み替えにより変更はございません。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

49 ページをお開きください。

第 2 款使用料及び手数料の補正は、現年度分使用料を 42 万 3,000 円減額するものでございます。

第 5 款繰入金の補正は、使用料減額分の振替財源として、一般会計からの繰入金を 42 万 3,000 円増額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

50 ページをお開きください。

第 2 款施設費でございますが、補正額はございません。これは補正額の財源内訳について、特定財源の使用料を 42 万 3,000 円減額し、一般財源に同額を振りかえたことによるものでございます。

十 以上、議案第 13 号 平成 25 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、御説明申し上げます。 十

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 13 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 32 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○大岡克三議長 日程第 32、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましても、現

在 8 名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されておるところでございます。

ついては、このたび、3 名の人権擁護委員が平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の 3 名を人権擁護委員候補として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、まんのう町羽間 2 7 9 1 番地 2、氏名、今田宏、昭和 15 年 1 月 29 日生まれ。

まんのう町吉野 1 2 5 8 番地、五味孝、昭和 14 年 8 月 14 日生まれ。

まんのう町川東 8 7 9 番地、矢敷宣廣、昭和 23 年 9 月 13 日生まれ。

3 名の方々は、地域において積極的にさまざまな活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。なお、任期は平成 25 年 10 月 1 日から 3 年でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

諮問第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

日程第 33 発議第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）について

○大岡克三議長 日程第 33、発議第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、川原茂行君。

○川原茂行議員 発議第 1 号について、提案理由を説明させていただきます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）

を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提出者、川原茂行、賛成者、高木堅、同じく大西豊。

提案理由といたしまして、平成24年10月に「地球温暖化対策のための税」が導入され、地球温暖化対策のための税財源だけでなく、市町村が担う森林吸収源対策に対して譲与する仕組みの構築を国の税制改正大綱に盛り込むべく本協議会も、昨年9月に意見書の採択を行い、国に提出いたしました。しかしながら、平成25年度税制改正大綱には、消費税法等改正法第7条に「早急に総合的な検討を行う」といった表現にとどまり、制度実現に至らなかったところであります。

このような状況を踏まえ、制度創設に最も重要なタイミングであると捉え、二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源の確保・充実する仕組み」の制度を早急に構築することを強く要望するものであります。

なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により、提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

十 **○大岡克三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 十

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34 発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書（案）について

○大岡克三議長 日程第34、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書（案）についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、12番、大西豊君。

○大西豊議員 発議第2号について、提案理由を説明させていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書（案）を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提出者、大西豊、賛成者、川原茂行、同じく高木堅。

提案理由といたしまして、意見書を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論のないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制を絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対して要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要望を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段と遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで町民の生活を支えるため、食料の供給、水源の涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々まんのう町議会は、道州制の導入に断固反対する。なお、地方自治法第99条の規定により、提出するものであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1番、川西米希子君。

○川西米希子議員 私は、道州制導入に断固反対する意見書の提出に反対の立場をとらせていただきます。

理由といたしまして、道州制は、地方分権を推進するとともに、国の役割を外交や防衛政策などに縮小し、住民に直結する政策は、道州政府や地方自治体で実施していくことにより、地方が主体性を持って、特徴あるまちづくりを進めていくことができるとされています。こうしたことは、自分たちのことは自分たちで決めることができ、自然や農作物が豊かなまち、観光に力を入れるまちなど、それぞれの個性や独自色が出やすくなり、生き生きとしたまちづくりにつながっていくのではないのでしょうか。

また、国と地方の役割分担を明確にすることは、地域の要求に柔軟に対応した効率的、効果的な行政改革も可能となります。これにより、国会議員等の大幅削減や二重行政の解消にもつながるのではないのでしょうか。

以上のような理由から、私は、これからの日本のあり方にとって必要な取り組みだと思いますので、反対とさせていただきます。以上です。

○大岡克三議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

13番、川原茂行君。

○川原茂行議員 まずは、自民党、公明党は、道州制に大いにありきの判断をいたしております。そこで、まんのう町の我が自治体を考えるときに、非常に具体的な議論がなされないままに、道州ありきの話が出てくる。ということは、合併は当然やりますよと、こういうことで、我々の意見がなくて、そういうことのやり方に対しては、非常に住民に対して申しわけない。ということは、住民の意見が反映されていない、されてこないと、こういうことになりますから、私は、そういう地方自治のあり方を本当に隅々まで考えるのであれば、この道州制に対しては、今、先ほど反対される意見に賛成でございます。そういう理由で賛成です。

○大岡克三議長 次に、反対討論を許可します。

2番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 反対の立場で討論させていただきます。

ただいまのこの道州制導入、川原議員の言われたように、国民的議論がまだ十分なされていないという部分については、私もそのとおりだと思います。ただ、この内容につきまして、賛成できる部分もあるんですけども、文言が少しかたいというか、きついのではないかなというふうな感じがいたしております。修正されるのであれば賛成できるかなとい

うふうなところですけども、例えばタイトルにしても「道州制導入に対する意見書」、そして、最後の部分も「断固反対する」というふうなことではなくて、「道州制の導入は慎重に判断すべきものとする」と考える」ぐらいの文言であれば、賛成できるかなと思いますけれども、このままの文言では賛成しかねます。

○大岡克三議長 14番、高木堅君。

○高木堅議員 この道州制導入に反対の立場で、反対する意見書に賛成の立場で討論します。

昨年だったと思いますが、当議会もそういった方面で、議長会のほう等々で、我が町も議会も審議し、そういったことで意見書が出たと思います。なおかつ、今回も出ておりますが、今、田岡議員が言われたような、あくまでも、これ、意見書ですから、決議ですね、今の段階では。そういった段階で、やはりすっきりした、断固反対ということは明確な明示ができるので、もろ手を挙げて、そういう表現は私は大いに賛成をしております。そういう立場、また、今後の十分な審議をした上の過程での道州制というのは、ごく政府、また、自民党、公明党と野党も十分審議された上で我々のほうへ、やはり出してくるのが妥当かと思います。その段階では、また十二分に我々は我々で審議したらいいのではないかと、そういう判断を持っております。今現在の立場では、道州制導入に対して断固反対する意見書（案）については賛成の立場で、終わります。

○大岡克三議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書（案）についてを起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○大岡克三議長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回の会議の再開は、明日、9月6日、午前9時30分といたします。本議場に参集をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時25分

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年9月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+

+

+